（登録認証機関の帳簿）

**第五十二条**　（略）

２　法第二十七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一　（略）

二　認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。）、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三～九　（略）

３　（略）

（登録外国認証機関の登録に係る準用）

**第五十九条**　第三十九条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十条の規定は法第三十四条の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目）

**第六十条**　令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　登録の審査を実施する日数については、五日を超えない範囲内で農林水産大臣が必要と認める日数とすること。

四・五　（略）

（登録外国認証機関の登録の更新に係る準用）

**第六十二条**　第三十九条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第四項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

**第六十三条**　第四十四条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）」とあるのは「又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

（登録認証機関の帳簿）

**第五十二条**　（略）

２　法第二十七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一　（略）

二　認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三～九　（略）

３　（略）

（登録外国認証機関の登録に係る準用）

**第五十九条**　第三十九条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十条の規定は法第三十四条の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目）

**第六十条**　令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一・二　（略）

三　登録の審査を実施する日数については、一日とすること。

四・五　（略）

（登録外国認証機関の登録の更新に係る準用）

**第六十二条**　第三十九条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第四項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

**第六十三条**　第四十四条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、「又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）」とあるのは「若しくは第六号又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号（ホを除く。）、第五号若しくは第六号」と読み替えるものとする。